

京都市乗合自動車乗車券様式規程の一部を改正する規程を公布する。

平成30年3月16日

京都市公営企業管理者

交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第16号

京都市乗合自動車乗車券様式規程の一部を改正する規程

京都市乗合自動車乗車券様式規程の一部を次のように改正する。

第3条第2号を次のように改める。

(2) 削除

第3条第27号を次のように改める。

(27) 一日乗車券カード

ア 大人用

表面

裏面



イ 小児用

表面



裏面



備考1 乗車券として使用するために必要な記載事項以外については、必要に応じて変更することがある。

2 エンコード乗車券とする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成30年3月17日から施行する。

(経過措置)

2 この改正規程の施行に関し必要な経過措置は、別に定める。

(交通局営業推進室)